

平成30年 第2回臨時会

# 浪江町議会会議録

平成30年2月13日 開会

平成30年2月13日 閉会

浪江町議会

# 平成30年第2回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（2月13日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	10

平成30年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成30年1月31日

浪江町長 馬 場 有

- 1 日 時 平成30年2月13日（火） 午前9時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件  
（1）浪江町課設置条例の一部改正について

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

# 第 2 回 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

平成30年第2回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成30年2月13日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第14号 浪江町課設置条例の一部改正について

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	島山熙一郎君
総務課長	山本邦一君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	清水佳宗	主幹兼次長	吉田厚志
書記	柴野早苗		

- 
- 議長（紺野榮重君） 東日本大震災から6年11カ月が経過しました。  
平成30年浪江町議会第2回臨時会に先立ち、地震津波により犠牲  
となられた方々をはじめ、長期にわたる避難生活によりお亡くなら  
れた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。  
ご起立ください。

[黙とう]

- 議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。
- 

#### ◎開会の宣告

- 議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人であります。  
定足数に達しておりますので、平成30年浪江町議会第2回臨時会  
を開会します。

(午前 9時00分)

---

#### ◎開議の宣告

- 議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。
- 

#### ◎議事日程の報告

- 議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

#### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、11番、山本幸  
一郎君、12番、山崎博文君、13番、泉田重章君を指名します。
- 

#### ◎会期の決定

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題にします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。ご異議ありま  
せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日に決定しました。
- 

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 日程第3、議案第14号 浪江町課設置条例の一部改正についてを  
議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第14号 浪江町課設置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成30年4月より事務機構の再編に伴い、内部組織及び分掌事務など所要の改正を行うものであります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、議案第14号 浪江町課設置条例の一部改正についてでございますが、浪江町課設置条例の一部を改正する条例の第1条及び第2条につきまして、表全体を改正しております。改正部分が分かりづらくなっておりますので、議案第14号資料に基づいてご説明申し上げます。

まず改正の趣旨でございますが、平成30年4月より事務機構の再編に伴いまして、内部組織及び文書事務等所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容ですが、まず組織の改正でございますが、農林水産課を新設し、二本松事務所の総合窓口課を廃止するものとなります。主な分掌事務の変更ですが、総合窓口課の廃止によりまして、アの賠償支援関連事務を総務課に移動いたします。

次に、イ農林水産業関連事務につきましては、産業振興課から農林水産課に移動となります。

また、ウの二本松事務所の窓口関連事務を生活支援課の分掌事務といたします。

2 ページ目、新旧対照表をご覧ください。第1条ですが、説明重複しますが、農林水産課を新設、総合窓口課を削る改正となります。下段の第2条、課及び室の事務分掌の改正となっておりますが、1の総務課の（7）及び（9）につきましては、避難指示区域内という文言がございましたが、現状、危機管理、また防犯・防災の業務については、区域の内外を問わず対応していることから、避難指示区域内という言葉は削ります。

また（13）でございますが、賠償支援に関する事務を総務課の事務に追加するものでございます。

3 ページの中段、住民課の（6）から（8）についても避難指示区域内という文言がございましたが、区域内外を問わず対応が必要なことから避難指示区域内という言葉は削り、それぞれ放射性物質の除去、環境衛生に関すること、廃棄物の処理等に改正したものでございます。

4番の産業振興課につきましては、事務分掌を分割しまして、新たに5の農林水産課として農林水産業の振興に関すること及び農林土木に関することを事務分掌とするものでございます。

4ページでございますが、4ページの9番、総合窓口課につきましては、課の廃止により事務分掌を削りまして10の生活支援課に  
(1) 二本松事務所の庶務及び総合調整に関すること。

(2) 二本松事務所の維持及び管理に関すること。

(3) 東日本大震災における避難者の総合窓口に関することを追加するものでございます。

議案に戻りまして施行期日ですが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

○議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

○議長（紺野榮重君） ここで全員協議会開催のため、暫時、休議します。

議員各位はただちに全員協議会室にご参集願います。

(午前 9時07分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午前 9時45分)

---

○議長（紺野榮重君） これより議案第14号 浪江町課設置条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今ほど全員協議会で新しい機構改革について、当局から説明を受け、若干の質疑をしました。農林水産課の新たな設置による復興・復旧の課題の正面からの取り組み、行政当局の本気度を感じた次第です。

その上で何ですけれども、二本松事務所にかかわる機構改革、事務所掌の変更で教育委員会事務局の部分です。教育長は全協の資料を持っているかどうかは分かりませんが、教育長だから全体を把握されていると思いますので、お聞きしますけれども、浪江小中、津島小学校の学校管理運営に関する窓口が総務課作成の資料では本庁の学校教育係に移すとそういう説明です。宮口副町長も教育委員会で検討されたことなので問題ないという趣旨の説明をされておりました。

そこで何ですけれども、新年度の二本松における浪江小中の通学

児童の見通しはどうかということと、それと併せて、今回の機構改革では本庁に学校教育係が移って、その中で管理運営することだから、十分運営できるという上に立っての機構改革だとは思うんだけど、しかしながら避難先での学校管理運営はそんな単純な問題ではないということは、これまで議会でも他の議員からも様々な角度から議論されてきたことです。

そういう意味で二本松事務所の浪江小中、あるいは津島小にかかわる学校所掌事務を本庁に全て移すということについて、こういうことだから問題ないということだと思うんですけど、どういう検討をされたのかということについてお尋ねしておきたいと思います。

まず新年度の通学児童の見通しからお答えいただいて、後段をお答えいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

まず、来春の児童生徒の在籍の見込み数でございますが、浪江小学校が1名、津島小学校が2名、小学生が3名になります。それから中学生が4名でございます。

今ほどご指摘のありました二本松での学校の管理でございますが、具体的に申しますと、学校教育係という組織をこちらに戻しますが、担当者1名を二本松に配置いたします。私どもそのほかのスタッフにつきましては、今もそうなんですが、浪江と二本松の間を行き来しておりますが、来春につきましては、それが逆のような形になりまして、遺漏のないように対応するというところで検討をしております。

文書のやりとりとかそういったことで直接手渡すようなものがございしますが、そこについては人的な今申し上げたようなことで回避をします。後は電子的なものでの対応も可能な部分もございしますので、そういったものを併用しながら学校経営に支障がないように対応できるとそんな見通しを持ってございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 支障がないように管理運営をしていきたいというお答えでした。学校教育にかかわる問題、しかも避難先での学校の管理運営ということですから、ないように万全なる運営をしてもらいたいということをまず指摘しておきますが、その上で二本松事務所の学校教育係は何名体制になるのか。

そしてなお、在校児童にかかわる担当者1名を残すというのは、学校教育係とは別に浪江小学校、津島小学校、浪江中学校の学校管理運営にかかわる職員を一人配置するということなのか。全体と廃

止にかかわる充当の部分、そこがどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 学校教育係に所属している者1名を配置するという考え方でございます。身分は臨時の方なんですけど、毎日努めている方ですので、特に支障はないと思っています。もし何かありましたら、それを先ほど申しました臨時員をこちらから出向いで補う形も並行しながら対応するというところでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 現在の二本松事務所に教育委員会、あるいは学校教育係、あるいは浪江小中、津島小の担当する職員は現在何名なのかと。それが担当者1名を残すということだけで果たして問題ないのかという懸念はあくまでも私としては払拭できないんですけども、現体制がどうなのか。それが1名になるということによって不安が残るということですけども、そのことも含めてお答えいただきたいと思っています。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 現体制は学校教育係係長を含めまして4名でございます。そのうちの1人の方は、今申し上げた方で予定しているんですけど、すでに2年ほど同じ仕事をしておりますので、状況については理解を進めている方であると。そう考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第14号 浪江町課設置条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

**◎閉会の宣告**

**○議長（紺野榮重君）** 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年浪江町議会第2回臨時会を閉会します。

なお、10時10分より全員協議会を開催しますので、ご参集願います。

（午前 9時54分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 山 本 幸 一 郎

署名議員 山 崎 博 文

署名議員 泉 田 重 章